

改正

昭和三八年五月一七日規則第四八号
昭和三九年五月六日規則第五九号
昭和四〇年五月二五日規則第五一号
昭和四一年五月一三日規則第四八号
昭和四二年五月三〇日規則第四五号
昭和四三年五月二七日規則第六五号
昭和四四年五月三〇日規則第五五号
昭和四四年一〇月二四日規則第一〇一号
昭和四五年五月六日規則第五四号
昭和四六年四月二七日規則第五四号
昭和四六年六月四日規則第六四号
昭和四七年八月一一日規則第八八号
昭和四八年九月七日規則第一一七号
昭和四九年八月二七日規則第一〇二号
昭和五〇年四月一日規則第四三の四号
昭和五一年四月一日規則第六〇号
昭和五二年四月一日規則第六三号
昭和五三年四月一日規則第五六号
昭和五五年六月六日規則第七四号
昭和五六年四月二八日規則第四五号
昭和五七年九月一四日規則第八五号
昭和五八年六月七日規則第六〇号
昭和五九年五月一日規則第四二号
昭和六〇年六月七日規則第四二号
昭和六一年六月六日規則第三九号
昭和六二年六月一九日規則第五九号
昭和六三年七月一五日規則第五七号

平成二年二月二〇日規則第三号
平成二年七月一七日規則第四一号
平成三年七月一二日規則第五九号
平成五年七月三〇日規則第六一号
平成六年五月二七日規則第五三号
平成七年四月一日規則第三一号
平成八年七月四日規則第五三号の二
平成九年八月一日規則第六二号
平成一〇年七月二四日規則第八三号
平成一一年四月一日規則第五六号
平成一一年一月一日規則第一二三号
平成一二年四月一日規則第一八〇号
平成一三年二月二七日規則第八号
平成一三年四月一日規則第五一号
平成一四年二月一五日規則第八号
平成一四年四月一日規則第五三号
平成一五年三月一一日規則第二〇号
平成一六年一月五日規則第一号
平成一六年一月三〇日規則第八号
平成一六年二月二七日規則第一六号
平成一六年四月一日規則第四二号
平成一七年四月一日規則第五二号
平成一七年一〇月一四日規則第一一二号
平成一八年一月一三日規則第三号
平成一八年四月一日規則第三二号
平成一八年九月二九日規則第一七二号
平成一九年四月一日規則第二九号
平成二〇年四月一日規則第一一号
平成二〇年一〇月一〇日規則第六二号の二
平成二一年四月一日規則第二六号

平成二二年四月一日規則第三二号
平成二二年一月二六日規則第九八号
平成二三年四月一日規則第一九号
平成二四年四月一日規則第一九号
平成二四年六月二九日規則第五〇号
平成二四年一月一日規則第七一号
平成二五年四月一日規則第一八号
平成二六年四月一日規則第五〇号
平成二六年一〇月三十一日規則第九三号
平成二七年四月一日規則第三一号
平成二八年三月三十一日規則第三二号
平成二八年四月二八日規則第五三号
平成二八年一月二八日規則第八六号
平成二九年一月三十一日規則第六号
平成二九年四月一日規則第三四号
平成三〇年 四月 一日規則第二四号
平成三〇年 七月一三日規則第六四号
平成三〇年一〇月二三日規則第八九号
平成三一年 四月 一日規則第三九号
令和 元年一〇月一五日規則第六〇号
令和 二年 四月 一日規則第四二号
令和 二年 七月一五日規則第八五号
令和 三年 四月 一日規則第一五七号
令和 四年 四月 一日規則第三八号
令和 五年 四月 一日規則第二九号
令和 五年 五月一六日規則第四一号
令和 六年 四月 一日規則第二七号
令和 七年 四月 一日規則第二九号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則をここに公布する。

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県災害対策本部に関する条例（昭和三十七年岐阜県条例第三十号）第四条及び第五条の規定に基づき、岐阜県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第二条 災害対策副本部長は、副知事の職にある者のうち災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部員)

第二条の二 災害対策本部員は、別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

2 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(総括本部員)

第二条の三 災害対策本部に、災害対策総括本部員を置く。

2 災害対策総括本部員は、危機管理部長の職にある者をもって充てる。

3 災害対策総括本部員は、副本部長を補佐し、災害対策本部員を総括する。

(部等)

第三条 災害対策本部に、別表第二に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

(部長等)

第四条 前条の部に、部長を置き、必要に応じ副部長を置く。

2 前条の班に、班長及び副班長を置く。

3 部長及び副部長は、別表第二部長、副部長担当職欄に掲げる職にある者をもって充て、班長は、同表班長担当職欄に掲げる職にある者をもって充て、副班長は、あらかじめ班長が指名する者をもって充てる。

4 部長は、災害対策本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 部長及び副部長ともに事故があるときは、その属する部の班長のうち、あらかじめ部長が指名する者が、その職務を代行する。

7 班長は、当該班の所掌事務について部長及び副部長を補佐するとともに、上司の命を受けその事務の処理に当たる。

8 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。

(本部員会議の構成)

第四条の二 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもつて構成する。

(緊急対策チーム)

第四条の三 部及び班の所掌事務のうち、緊急を要し、かつ部及び班の横断的な調整を必要とするものについての的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて災害対策本部に別表第三に掲げる緊急対策チームを置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

2 緊急対策チームに、リーダー及び副リーダーを置く。

3 リーダー及び副リーダーは、別表第三リーダー、副リーダー担当職欄に掲げる職にある者をもつて充てる。

4 リーダーは、災害対策本部長の命を受け、緊急対策チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代行する。

6 リーダー及び副リーダーともに事故があるときは、その属する緊急対策チームの班長のうち、あらかじめリーダーが指名する者が、その職務を代行する。

(本部連絡員)

第四条の四 災害対策本部に、本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 次の課の課長補佐又は係長相当職にある者で、あらかじめ所属長が指名するもの

秘書課

総務部財政課

総合企画部総合政策課

環境エネルギー生活部環境生活政策課

健康福祉部健康福祉政策課

子ども・女性部子ども・女性政策課

商工労働部商工労働政策課

観光文化スポーツ部観光文化スポーツ政策課

農政部農政課

林政部林政課

県土整備部建設政策課

県土整備部道路維持課

県土整備部河川課

県土整備部砂防課

都市建築部都市政策課

- 二 出納事務局出納管理課、教育委員会教育総務課及び警察本部警備第二課の課長補佐又は係長相当職にある者で、あらかじめ所属長が指名するもの
(災害情報集約センター)

第五条 災害対策本部に、災害情報集約センターを置く。

- 2 災害情報集約センターにおいては、災害情報の収集、集約及び公表に関する事務を処理する。
- 3 災害情報集約センターに、センター長を置く。
- 4 センター長は、危機管理政策課長をもつて充てる。

(本部を構成する課以外の職員等)

第五条の二 別表第二の部及び班を編成する課以外の職員は、災害対策本部長の命令により、各班を応援するものとする。

(現地災害対策本部)

第五条の三 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が指名し、現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長の要請により関係班長が所属の職員から指名する。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
- 3 現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長を補佐し、現地における災害対策の推進に当たる。

(支部)

第六条 地方における災害対策に関する事務の円滑な処理を図るため、災害対策本部に支部を置く。

- 2 支部の名称、位置及び所管区域は、別表第四のとおりとする。
- 3 支部は、次の機関をもつて構成する。

- 一 当該支部の所管区域の全部若しくは一部をその所管区域とし、又は当該支部の所管区域において事業を行う次の機関

危機管理政策課（岐阜地域防災係及び岐阜地域防災対策監に限る。）

岐阜地域環境室

岐阜地域産業労働室

出納管理課（地域出納審査係及び地域出納審査監に限る。）

県事務所

県税事務所（自動車税事務所を含む。）

保健所（保健所に置かれる事務所を含む。）

岐阜地域福祉事務所

動物愛護センター

農林事務所

病虫害防除所（支所を含む。）

家畜保健衛生所

土木事務所

岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所

流域浄水事務所

建築事務所

東部広域水道事務所

リニア推進事務所

教育事務所

警察署

二 当該支部の所管区域内に事務所を置く前号に掲げる機関以外の現地機関で、支部長が支部の構成に必要と認める機関

（支部の班）

第七条 支部に、別表第五に掲げる班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

2 支部長は、必要に応じて支部に前項に規定する班以外の班を置き、支部長が定める事務を分掌させることができる。

（支部長等）

第八条 支部に、支部長、副支部長及び支部員を置く。

2 前条の班に、班長及び副班長を置く。

3 支部長は県事務所長及び岐阜地域危機管理監を、副支部長は県事務所副所長及び岐阜地域防災対策監を、支部員は県事務所の各課長及び当該支部を構成する機関（県事務所を除く。）の長をもつて充てる。

4 支部長は、支部員と協議して支部における災害対策に関する事務の円滑な処理及び本部との連絡に当たるものとする。

5 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 6 支部員は、支部員と協議して支部における災害対策に関する事務の円滑な処理と、本部との連絡に当たるものとする。
- 7 班長は、別表第五班長担当職欄に掲げる職にある者をもつて充てる。ただし、前条第二項の規定により置いた班にあつては、支部長が指名する者をもつて充てる。
- 8 副班長は、あらかじめ班長が指名する者をもつて充てる。
- 9 班長は、当該班の所掌事務の処理に当たる。
- 10 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。

(地方連絡部)

第九条 災害対策に関し、国会、中央諸官庁その他関係方面との連絡等事務の円滑な処理を図るため、災害対策本部に地方連絡部を置く。

- 2 地方連絡部の名称及び位置は、別表第六のとおりとし、同表に掲げる事務を分掌させる。
- 3 地方連絡部に、地方連絡部長を置く。
- 4 地方連絡部長は、別表第六部長担当職欄に掲げる職にある者をもつて充てる。
- 5 地方連絡部長は、当該連絡部の所掌事務の処理に当たる。

(その他)

第十条 この規則に定めるほか、災害対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、岐阜県地域防災計画の定めるところによる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和三十八年五月十七日規則第四十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和三十九年五月六日規則第五十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和四十年五月二十五日規則第五十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和四十一年五月十三日規則第四十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和四十二年五月三十日規則第四十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和四十三年五月二十七日規則第六十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十四年五月三十日規則第五十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十四年十月二十四日規則第百一号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和四十五年五月六日規則第五十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年四月二十七日規則第五十四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条第一項及び別表第四に係る改正規定は、昭和四十六年八月一日から施行する。

附 則（昭和四十六年六月四日規則第六十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年八月十一日規則第八十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年九月七日規則第百十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年八月二十七日規則第百二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年四月一日規則第四十三の四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年四月一日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年四月一日規則第六十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第五十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年六月六日規則第七十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年四月二十八日規則第四十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年九月十四日規則第八十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年六月七日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年五月一日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十年六月七日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十一年六月六日規則第三十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十二年六月十九日規則第五十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年七月十五日規則第五十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年二月二十日規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年七月十七日規則第四十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年七月十二日規則第五十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年七月三十日規則第六十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年五月二十七日規則第五十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年四月一日規則第三十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年七月四日規則第五十三号の二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年八月一日規則第六十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年七月二十四日規則第八十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年四月一日規則第五十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年十一月一日規則第二百二十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年四月一日規則第百八十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年二月二十七日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年四月一日規則第五十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年二月十五日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日規則第五十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年三月十一日規則第二十号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年一月五日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年一月三十日規則第八号）

この規則は、平成十六年二月一日から施行する。

附 則（平成十六年二月二十七日規則第十六号）

この規則は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年四月一日規則第五十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十月十四日規則第百十二号）

この規則は、平成十七年十月十五日から施行する。

附 則（平成十八年一月十三日規則第三号）

この規則は、平成十八年一月二十三日から施行する。

附 則（平成十八年四月一日規則第三十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年九月二十九日規則第百七十二号）

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成十九年四月一日規則第二十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年四月一日規則第十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年十月十日規則第六十二号の二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年四月一日規則第二十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年四月一日規則第三十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年十一月二十六日規則第九十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年四月一日規則第十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年四月一日規則第十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年六月二十九日規則第五十号）

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十一月一日規則第七十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年四月一日規則第五十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年十月三十一日規則第九十三号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十七年四月一日規則第三十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日規則第三十二号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年四月二十八日規則第五十三号）

この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十二月二十八日規則第八十六号）

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二十九年一月三十一日規則第六号）

この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

附 則（平成二十九年四月一日規則第三十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年四月一日規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年七月十三日規則第六十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年十月二十三日規則第八十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年四月一日規則第三十九号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二商工労働部の部労働雇用班の項及び産業技術班の項の改正規定は、平成三十一年五月一日から施行する。

附 則（令和元年十月十五日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年七月十五日規則第八十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年四月一日規則第百五十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年四月一日規則第三十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年四月一日規則第二十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年五月十六日規則第四十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年四月一日規則第二十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年四月一日規則第二十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（第二条の二関係）

秘書広報統括監

総務部長

総合企画部長

危機管理部長

環境エネルギー生活部長

健康福祉部長

子ども・女性部長

商工労働部長

観光文化スポーツ部長

農政部長

林政部長

県土整備部長

都市建築部長

会計管理者

教育長

警察本部長

別表第二（第三条、第四条関係）

災害対策本部の組織及び事務分掌

部名	部長、副部長 担当職	班名	班長 担当職	事務分掌
知事直轄部	部長 秘書広報 統括監 副部長 秘書課長	秘書班	秘書課長	1 本部長の秘書に関する事。 2 災害見舞及び視察者に関する事。
		広報班	広報課長	災害関係の広報に関する事。
総務部	部長 総務部長 副部長 総務部次 長	財政班	総務部 財政課長	1 総務部内の連絡調整に関する事。 2 災害予算等県財政に関する事。
		人事班	総務部 人事課長	1 災害関係職員の動員、派遣等に関する事。 2 職員研修所の災害対策及び連絡調整に関する事。
		法務・情報公開班	総務部 法務・情報 公開課長	1 災害関係の文書及び物品の受理、配布及び発送に関する事。 2 災害関係の公報掲載に関する事。
		行政管理班	総務部 行政管理 課長	災害対策の応援に関する事。
		職員厚生班	総務部 職員厚生 課長	1 災害関係職員の安全衛生に関する事。 2 被災職員の厚生に関する事。
		税務班	総務部	1 災害に伴う県税の減免等に関する事。

			税務課長	<p>2 他班の実施事項の応援のための県税関係職員の動員についての連絡調整に関すること。</p> <p>3 県税事務所等の災害対策に関すること。</p>
		管財班	<p>総務部</p> <p>管財課長</p>	<p>1 公有財産の災害対策に関すること。</p> <p>2 集中管理車の災害対策のための使用に関すること。</p> <p>3 電話その他の施設の災害対策のための使用に関すること。</p>
		総務事務センター班	<p>総務部</p> <p>総務事務センター長</p>	災害対策の応援に関すること。
総合企画部	<p>部長</p> <p>総合企画部長</p> <p>副部長</p> <p>総合企画部次長</p>	総合政策班	<p>総合企画部</p> <p>総合政策課長</p>	<p>1 総合企画部内の連絡調整に関すること。</p> <p>2 国への提案に関すること。</p> <p>3 外部機関の災害現地受入窓口及び調整に関すること。</p> <p>4 大学等高等教育機関との連絡調整に関すること。</p>
		SDGs推進班	<p>総合企画部</p> <p>SDGs推進課長</p>	災害対策の応援に関すること。
		地域振興班	<p>総合企画部</p> <p>地域振興課長</p>	災害対策の応援に関すること。
		外国人活躍・共	総合企画部	在住外国人等に係る災害対策の連絡調整

		生社会推進班	外国人活躍・共生社会推進課長	に関すること。
		市町村班	総合企画部 市町村課長	1 市町村財政の支援に関すること。 2 市町村で行う災害対策のうち他班に属さない事項の指示及び連絡に関すること。
		未来創成班	総合企画部 未来創成課長	災害対策の応援に関すること。
		デジタル戦略推進班	総合企画部 デジタル戦略推進課長	災害対策の応援に関すること。
		情報システム班	総合企画部 情報システム課長	1 岐阜県行政情報ネットワークの災害対策に関すること。 2 岐阜情報スーパーハイウェイの災害対策に関すること。 3 庁内情報システムの復旧及びその支援に関すること。
危機管理部	部長 危機管理部長 副部長	危機管理政策班	危機管理部 危機管理政策課長	1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び連絡調整に関すること。 2 岐阜県防災情報通信システムの管理運用に関すること。
	危機管理部次長	原子力防災班	危機管理部 危機管理政策課原子力防災室長	1 災害対策本部の全体の調整及び指揮統括に関すること（原子力災害に関するものに限る。）。 2 災害対策本部の事務局、指揮統括及び連絡調整に関すること（原子力災害に関する

				<p>ものを除く。)</p> <p>3 原子力災害に係る職員の動員準備及び警戒体制の指揮監督に関すること。</p> <p>4 原子力災害に係る自衛隊等他機関への災害派遣要請等広域応援の総合調整に関すること。</p> <p>5 原子力災害に係る被害情報の収集に関すること。</p> <p>6 県事務所及び危機管理政策課岐阜地域防災係の原子力災害対策に関すること。</p> <p>7 オフサイトセンターへの連絡員の派遣に関すること。</p>
		防災班	<p>危機管理部</p> <p>防災課長</p>	<p>1 災害対策本部の全体の調整及び指揮統括に関すること（原子力災害に関するものを除く。)</p> <p>2 災害対策本部の事務局、指揮統括及び連絡調整に関すること（原子力災害に関するものに限る。)</p> <p>3 職員の動員準備及び警戒体制の指揮監督に関すること（原子力災害に関するものを除く。)</p> <p>4 自衛隊等他機関への災害派遣要請等広域応援の総合調整に関すること（原子力災害に関するものを除く。)</p> <p>5 被害情報集約システム、防災情報モバイルネットワーク等による被害情報の収集に関すること。</p> <p>6 県事務所及び危機管理政策課岐阜地域</p>

			<p>防災係の災害対策及び連絡調整に関する こと（原子力災害に関するものを除く。）。</p> <p>7 被災地への調査員の派遣に関すること （原子力災害に関するものを除く。）。</p> <p>8 防災ヘリコプターの運用に関すること。</p> <p>9 防災ヘリコプターの広域応援に関する こと。</p> <p>10 被災者生活再建支援法（平成十年法律第 六十六号）及び岐阜県被災者生活・住宅再 建支援事業費補助に関すること。</p> <p>11 防災交流センターの災害対策及び連絡 調整に関すること。</p> <p>12 広域防災センターの災害対策及び連絡 調整に関すること。</p> <p>13 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の 貸付けに関すること。</p> <p>14 緊急通行車両の確認に関すること。</p> <p>15 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八 号）に関すること。</p>
	消防班	危機管理部 消防課長	<p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び連 絡調整に関すること。</p> <p>2 消防機関の活動の把握及び指示に関す ること。</p> <p>3 消防危険物関係の緊急措置に関するこ と。</p> <p>4 保安（火薬類、高圧ガス及びL P ガス施 設）関係の緊急措置に関すること。</p> <p>5 消防の広域応援（緊急消防援助隊を含</p>

				<p>む。) に関すること。</p> <p>6 消防学校の災害対策及び連絡調整に関すること。</p>
環境エネルギー生活部	<p>部長</p> <p>環境エネルギー生活部長</p> <p>副部長</p> <p>環境エネルギー生活部次長</p>	環境生活政策班	環境エネルギー生活部 環境生活政策課長	<p>1 環境エネルギー生活部内の連絡調整に関すること。</p> <p>2 災害発生時における県民からの電話問い合わせ窓口の調整に関すること。</p> <p>3 自然公園施設等の災害対策に関すること。</p> <p>4 野生鳥獣リハビリセンターの災害対策及び連絡調整に関すること。</p>
		省エネ・再エネ・社会推進班	環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ・社会推進課長	災害対策の応援に関すること。
		廃棄物対策班	環境エネルギー生活部 廃棄物対策課長	<p>1 市町村、一部事務組合及び広域連合がごみ、し尿その他一般廃棄物の処理を円滑に実施するための支援活動に関すること。</p> <p>2 災害廃棄物のリサイクル推進に関すること。</p>
		環境管理班	環境エネルギー生活部 環境管理課長	<p>1 公害防止対策に関すること。</p> <p>2 公害防止施設等の災害対策に関すること。</p> <p>3 空間放射線量モニタリングに関すること。</p>
		県民生活班(県民生活相談センターを含む)	環境エネルギー生活部 県民生活	<p>1 災害発生時における県民からの電話問い合わせ窓口に関すること。</p> <p>2 生活必需物資の安定供給及び物価の安</p>

		以下同じ。)	課長	<p>定対策に関すること。</p> <p>3 災害対策用物資の確保等に関すること。</p> <p>4 公民館等の災害対策に関すること。</p>
		人権施策推進班	環境エネルギー生活部 人権施策推進課長	<p>1 地域改善施設等の災害対策に関すること。</p> <p>2 社会福祉施設（人権施策推進課所管分）の災害対策に関すること。</p>
		統計班	環境エネルギー生活部 統計課長	災害対策の応援に関すること。
健康福祉部	<p>部長</p> <p>健康福祉部長</p> <p>副部長</p> <p>健康福祉部次長</p>	健康福祉政策班	健康福祉部 健康福祉政策課長	<p>1 健康福祉部内の連絡調整に関すること。</p> <p>2 保健医療福祉の連携及び調整に関すること。</p> <p>3 医療整備班の医療救護班編成及び支援対策の応援に関すること。</p> <p>4 保健所の災害対策に関すること。</p> <p>5 義援物資の取扱いに関すること。</p> <p>6 DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣に関すること。</p> <p>7 DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣に関すること。</p>
		医療整備班	健康福祉部 医療整備課長	<p>1 医療救護班の編成及び支援対策に関すること。</p> <p>2 地方独立行政法人（医療整備課所管分）の災害対策及び連絡調整に関すること。</p> <p>3 医療機関、助産所等の災害対策及び連絡調整に関すること。</p> <p>4 DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣に関すること。</p>

国民健康保険班	健康福祉部 国民健康保険課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免に関する事。 2 災害による国民健康保険の国及び県支出金の申請に関する事。 3 被災者に対する後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免に関する事。 4 災害による後期高齢者医療国庫支出金の申請に関する事。
医療福祉連携推進班	健康福祉部 医療福祉連携推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 衛生専門学校等の災害対策及び連絡調整に関する事。 2 希望が丘こども医療福祉センターの災害対策及び連絡調整に関する事。 3 災害支援ナースの派遣に関する事。
保健医療班	健康福祉部 保健医療課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村保健センター等の災害対策に関する事。 2 保健師等の派遣に関する事。 3 DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣に関する事。 4 精神保健福祉センターの災害対策及び連絡調整に関する事。
感染症対策推進班	健康福祉部 感染症対策推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防疫に関する事。 2 感染症指定医療機関の災害対策に関する事。
生活衛生班	健康福祉部 生活衛生課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品衛生に関する事。 2 食肉衛生検査所及び動物愛護センターの災害対策及び連絡調整に関する事。 3 と畜場、火葬場及び死亡獣畜取扱場施設の災害対策に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 4 生活衛生関係営業者の災害対策に関すること。 5 広域火葬計画に関すること。 6 家庭動物の救援に関すること。
薬務水道班	健康福祉部 薬務水道 課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策用医薬品及び血液の調達に関すること。 2 飲料水に関すること。 3 上水道施設の災害対策に関すること。 4 水道技術職員の応援調整に関すること。
地域福祉班	健康福祉部 地域福祉 課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設（地域福祉課所管分）の災害対策に関すること。 2 義援金の取扱いに関すること。 3 被災者に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の適用に関すること。 4 被災世帯に対する生活福祉資金等の融資に関すること。 5 災害ボランティア支援協議会及び災害ボランティア連絡調整会議に関すること。 6 災害救助の応援実施に関すること。
高齢福祉班	健康福祉部 高齢福祉 課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設（高齢福祉課所管分）の災害対策に関すること。 2 被災者に対する老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の適用に関すること。 3 介護老人保健施設及び介護医療院の災害対策に関すること。 4 災害救助の応援実施に関すること。

		障害福祉班	健康福祉部 障害福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設（障害福祉課所管分）の災害対策に関すること。 2 被災障害者（児）の保護に関すること。 3 災害救助の応援実施に関すること。 4 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び発達障害者支援センターの災害対策及び連絡調整に関すること。
子ども・女性部	部長	子ども・女性政策班	子ども・女性部 子ども・女性政策課長	子ども・女性部内の連絡調整に関すること。
	副部長			
	子ども・女性部次長	子育て支援班	子ども・女性部 子育て支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設（子育て支援課所管分）の災害対策に関すること。 2 災害救助の応援実施に関すること。
		子ども家庭班	子ども・女性部 子ども家庭課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設（子ども家庭課所管分）の災害対策に関すること。 2 被災児童の保護に関すること。 3 被災母子世帯等に対する母子父子寡婦福祉資金の融資に関すること。 4 児童福祉施設等との連絡調整に関すること。 5 子ども相談センター等の災害対策及び連絡調整に関すること。 6 災害救助の応援実施に関すること。
		私学振興班	子ども・女性部 私学振興	私立学校の災害対策に関すること。

			課長	
		男女共同参画推進班	子ども・女性部 男女共同参画推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設（男女共同参画推進課所管分）の災害対策に関すること。 2 災害対策に協力する女性団体等（他班の所管に属さないものに限る。）との連絡調整に関すること。 3 女性相談センターの災害対策及び連絡調整に関すること。
商工労働部	部長 商工労働部長 副部長 商工労働部次長	商工労働政策班	商工労働部 商工労働政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工労働部内の連絡調整に関すること。 2 商工業関係施設の災害対策の総括に関すること。 3 災害対策用物資の確保等に関すること。 4 計量検定所の災害対策及び連絡調整に関すること。
		商業・金融班	商工労働部 商業・金融課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災商工業者等に対する融資に関すること。 2 災害対策用物資輸送車両の確保等に関すること。
		労働雇用班	商工労働部 労働雇用課長	国際たくみアカデミー、木工芸術スクール、障がい者総合就労支援センター及び障がい者職業能力開発校の災害対策及び連絡調整に関すること。
		産業人材班	商工労働部 産業人材課長	職業安定所との連絡調整に関すること。
		企業誘致班	商工労働部	災害対策の応援に関すること。

		企業誘致 課長	
	産業デジタル 推進班	商工労働部 産業デジ タル推進 課長	1 情報科学芸術大学院大学の災害対策及び連絡調整に関すること。 2 ソフトピアジャパンセンターの災害対策及び連絡調整に関すること。 3 テクノプラザものづくり支援センターの災害対策及び連絡調整に関すること。
	産業イノベー ション推進班	商工労働部 産業イノ ベーショ ン推進課 長	試験研究機関（産業イノベーション推進課所管分）の災害対策及び連絡調整に関すること。
	航空宇宙産業 班	商工労働部 航空宇宙 産業課長	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の災害対策及び連絡調整に関すること。
	地域産業班	商工労働部 地域産業 課長	1 セラミックパークMINOの災害対策及び連絡調整に関すること。 2 災害対策用物資の確保等に関すること。
	県産品流通支 援班	商工労働部 県産品流 通支援課 長	アクティブGの災害対策及び連絡調整に関すること。
観光文化	部長	観光文化スポ 観光文化ス	1 観光文化スポーツ部内の連絡調整に関

スポーツ部	観光文化スポーツ部長 副部長	スポーツ政策班	スポーツ部 観光文化スポーツ政策課長	すること。 2 観光施設等の災害対策に関すること。
		観光文化スポーツ部次長	観光資源活用班	観光文化スポーツ部 観光資源活用課長
		観光誘客推進班	観光文化スポーツ部 観光誘客推進課長	災害対策の応援に関すること。
		国際交流班	観光文化スポーツ部 国際交流課長	旅券センターの災害対策及び連絡調整に関すること。
		文化創造班	観光文化スポーツ部 文化創造課長	県有文化施設（文化創造課所管分）の災害対策に関すること。
		文化伝承班	観光文化スポーツ部 文化伝承課長	1 県有文化施設（文化伝承課所管分）の災害対策に関すること。 2 文化財等の災害対策に関すること。
		地域スポーツ班	観光文化スポーツ部 地域スポーツ課長	公立社会体育施設の復旧に関すること。
		競技スポーツ	観光文化ス	災害対策の応援に関すること。

		班	ポーツ部 競技スポーツ課長	
		ねんりんピック推進事務班	観光文化スポーツ部 ねんりんピック推進事務局長	災害対策の応援に関すること。
農政部	部長 農政部長 副部長 農政部次長	農政班	農政部 農政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農政部内の連絡調整に関すること。 2 農林事務所の災害対策（農政部の所管に限る。）に関すること。 3 農作物及び農水産業施設の災害対策の総合調整に関すること。 4 共同利用施設等の災害対策に関すること。 5 試験研究機関（農政課所管分）の災害対策及び連絡調整に関すること。 6 技術職員（農業）の派遣に関すること。
		検査監督班	農政部 検査監督課長	災害対策の応援に関すること。
		農産物流通班	農政部 農産物流通課長	災害用食糧に関すること。
		農業経営班	農政部 農業経営課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業技術の指導及び普及に関すること。 2 被災農業者に対する農業共済金の早期支払等に関すること。 3 被災農業者に対する災害金融に関する

		こと。 4 岐阜県就農支援センター及び農業大学の災害対策及び連絡調整に関すること。
農産園芸班	農政部 農産園芸 課長	1 農作物及び農業施設（農産園芸課所管分）の災害対策に関すること。 2 農作物の種苗、生産資材等に関すること。 3 肥料、土壌等に関すること。 4 農業機械等に関すること。 5 災害用食糧に関すること。 6 病虫害の発生予防及び防除に関すること。 7 病虫害防除所の災害対策に関すること。 8 国際園芸アカデミーの災害対策及び連絡調整に関すること。
畜産振興班	農政部 畜産振興 課長	1 被災家畜の飼料に関すること。 2 家畜及び畜産施設の災害対策に関すること。
家畜防疫対策班	農政部 家畜防疫 対策課長	1 家畜の防疫及び診断に関すること。 2 家畜保健衛生所の災害対策に関すること。
農村振興班	農政部 農村振興 課長	農業施設（農村振興課所管分）の災害対策に関すること。
里川・水産振興班	農政部 里川・水産 振興課長	水産物及び水産関係施設の災害対策に関すること。
農地整備班	農政部 農地整備	農地及び農業用施設の災害調査及び災害対策に関すること。

			課長	
林政部	部長 林政部長 副部長 林政部次 長	林政班	林政部 林政課長	1 林政部内の連絡調整に関する事 2 農林事務所の災害対策（林政部の所管に限る。）に関する事 3 森林研究所及び森林文化アカデミーの災害対策及び連絡調整に関する事 4 技術職員（林業）の派遣に関する事
		森林活用推進班	林政部 森林活用推進課長	ぎふ木遊館の災害対策及び連絡調整に関する事。
		県産材流通班	林政部 県産材流通課長	1 災害対策用国有林材の払下げに関する事 2 災害対策用木材の供給に関する事 3 林業施設（県産材流通課所管分）の災害対策に関する事 4 林産物及び特用林産物並びに林産施設の災害対策に関する事 5 被災林業者等に対する融資に関する事
		森林経営班	林政部 森林経営課長	1 森林の災害対策に関する事 2 林道の災害対策に関する事 3 森林病虫害予察及び防除に関する事 4 苗木等の災害対策に関する事
		森林保全班	林政部 森林保全課長	林地、治山施設等の災害対策に関する事。
県土整備部	部長 県土整備	建設政策班	県土整備部 建設政策	1 県土整備部内の連絡調整に関する事 2 土木財産等の災害対策のための連絡調

部長 副部長 県土整備 部次長	課長	整に関すること。 3 建設業者の災害対策のための連絡調整に関すること。 4 土木事務所等の災害対策に関すること。 5 水防に関すること。 6 技術職員（土木）の派遣に関すること。
	用地班	県土整備部 用地課長 水防に関すること。
	技術検査班	県土整備部 技術検査 課長 水防に関すること。
	道路建設班	県土整備部 道路建設 課長 1 水防に関すること。 2 東海環状自動車道事務所の災害対策及び連絡調整に関すること。
	道路維持班	県土整備部 道路維持 課長 1 道路の災害対策に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び対策に関すること。 3 道路情報の収集に関すること。 4 水防に関すること。
	河川班	県土整備部 河川課長 1 水防の全般に関すること。 2 河川の災害対策に関すること。 3 水防物資の収集、輸送及び保全に関すること。 4 災害時の関係利水者の連絡調整に関すること。 5 県管理ダムの災害対策に関すること。 6 犀川管理事務所等の災害対策及び連絡調整に関すること。
	砂防班	県土整備部 1 土木災害全般の調査及び対策に関する

			砂防課長	<p>こと。</p> <p>2 公共土木施設被害の把握に関すること。</p> <p>3 砂防の災害対策に関すること。</p> <p>4 地すべりの災害対策に関すること。</p> <p>5 急傾斜地崩壊防止対策に関すること。</p> <p>6 水防に関すること。</p> <p>7 備蓄資機材の利活用に関すること。</p>
都市建築部	部長 都市建築部長 副部長 都市建築部次長	都市政策班	都市建築部 都市政策課長	<p>1 都市建築部内の連絡調整に関すること。</p> <p>2 都市施設等の災害対策全般に関すること。</p> <p>3 岐阜県ゴルフ連盟への支援協力要請に関すること。</p>
		都市整備班	都市建築部 都市整備課長	<p>1 街路事業の災害対策に関すること。</p> <p>2 岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の災害対策及び連絡調整に関すること。</p>
		下水道班	都市建築部 下水道課長	<p>1 市町村公共下水道施設の災害対策の支援に関すること。</p> <p>2 流域浄水事務所の災害対策及び連絡調整に関すること。</p> <p>3 下水道被災調査員の派遣に関すること。</p>
		建築指導班	都市建築部 建築指導課長	<p>1 被災者に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資に関すること。</p> <p>2 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の支援に関すること。</p> <p>3 建築事務所の災害対策に関すること。</p>

		公共建築班	都市建築部 公共建築 課長	県有建築物の応急復旧の支援に関する こと。
		住宅班	都市建築部 住宅課長	1 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供 与及び住宅の応急修理についての協力に 関すること。 2 公営住宅の災害対策に関すること。
		水資源班	都市建築部 水資源課 長	災害対策の応援に関すること。
		水道企業班	都市建築部 水道企業 課長	1 東部広域水道事務所の災害対策に関す ること。 2 他用水供給事業者等との連絡調整に関 すること。
		都市公園班	都市建築部 都市公園 課長	都市公園施設の災害対策及び支援に関す ること。
		公共交通班	都市建築部 公共交通 課長	鉄道輸送、バス輸送等の災害対策の支援及 び連絡調整に関すること。
		リニア推進班	都市建築部 リニア推 進課長	リニア推進事務所の災害対策及び連絡調 整に関すること。
出納部	部長 会計管理 者	出納管理班	出納事務局 出納管理 課長	1 災害時に必要な物品に関すること。 2 災害関係費の収支関係書類審査、支払及 び決算に関すること。

	副部長 出納事務 局長			3 義援金の募集、受入及び管理に関する こと。
教育部	部長 教育長 副部長 副教育長	教育総務班	教育委員会 教育総務 課長	1 教育部内の連絡調整に関する こと。 2 教育に関する災害関係の広報に関する こと。 3 教育関係義援金品の受付等に関する こと。 4 教育事務所の災害対策に関する こと。 5 被災教職員の厚生に関する こと。
		義務教育班	教育委員会 義務教育 課長	1 学校の管理（教育活動に関する ことに限る。）に関する こと。 2 被災生徒及び児童に対する授業に 関すること。 3 災害救助用教科書等の支給につ いての協力に関する こと。 4 被災教職員の調査等に関する こと。 5 教職員の災害対策のための 確保及び動員に関する こと。
		高校教育班	教育委員会 高校教育 課長	1 学校の管理（教育活動に関する ことに限る。）に関する こと。 2 被災生徒に対する授業に 関すること。 3 災害救助用教科書等の支給につ いての協力に関する こと。 4 被災教職員の調査等に関する こと。 5 教職員の災害対策のための 確保及び動員に関する こと。
		特別支援教育 班	教育委員会 特別支援	学校の管理（教育活動に関する ことに限る。）に関する こと。

			教育課長	
		教育研修班	教育委員会 教育研修 課長	災害対策の応援に関すること。
		体育健康班	教育委員会 体育健康 課長	1 学校給食に関すること。 2 学校保健に関すること。
		学校安全班	教育委員会 学校安全 課長	1 学校安全に関すること。 2 学校の管理（児童生徒に関することに限る。）に関すること。
		教育管理班	教育委員会 教育管理 課長	災害対策の応援に関すること。
		教育財務班	教育委員会 教育財務 課長	1 学校施設の災害対策に関すること。 2 学校に避難所等を開設することについての協力に関すること。 3 被災生徒の修学支援に関すること。 4 文教施設の応急危険度判定士の派遣に関すること。
警察部	部長 警察本部長 副部長 警備部長 警務部長	警備総括班	警察本部 警備部参事官 警備第二課長 警備第一課長	1 警察部内の連絡調整に関すること。 2 警備実施活動の総括に関すること。 3 警備実施に関すること。 4 援助要求に関すること。 5 関係機関との連絡調整に関すること。 6 情報の収集、集約、分析及び伝達に関すること。 7 警察用航空機の運用に関すること。 8 警察災害派遣部隊等の運用に関すること。

	総務総括班	警察本部 総務室参事官兼総務課長 広報県民課長 会計課長 装備施設課長 情報技術企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公安委員会への報告に関する事。 2 警察部における広報及び報道機関との連絡調整に関する事。 3 遺失物、漂流物等の取扱いに関する事。 4 予算に関する事。 5 警察活動に伴う装備資機材の調達、配分、修理等に関する事。 6 警察車両、舟艇等の運用に関する事。 7 警察部の情報管理に関する事。
	警務総括班	警察本部 警務部参事官兼警務課長 教養課長 厚生課長 監察課長 留置管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 物的見舞金の支給及び災害給付に関する事。 2 警察活動に伴う救急用機材、医薬品等の調達及び配分に関する事。 3 医療関係機関との連絡調整に関する事。 4 警察活動に伴う訟務等に関する事。 5 留置管理に関する事。 6 特別派遣部隊の受援連絡に関する事。
	生活安全総括班	警察本部 生活安全部参事官 生活安全総務課長 少年課長 生活環境課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域安全活動に関する事。 2 応急の措置を要する者の保護に関する事。 3 警備業者との情報連絡に関する事。 4 危険物等の指導取締りに関する事。 5 生活経済事犯等の取締りに関する事。 6 生活安全関係機関との連絡調整に関する事。

		7 部隊等への派遣に関する事。
地域総括班	警察本部 地域部参事官 地域課長 通信指令課長	1 警察通信及び通信機器の運用に関する事。 2 避難所等の安全確保等に関する事。 3 被災者支援に関する事。 4 避難誘導に関する事。 5 警ら用無線自動車の運用に関する事。 6 鉄道関係機関との情報連絡に関する事。
刑事総括班	警察本部 刑事部参事官 刑事総務課長 捜査第一課長 国際捜査課長	1 捜査情報の収集及び分析に関する事。 2 捜査関係機関との連絡調整に関する事。 3 通訳に関する事。 4 検視及び死体の見分に関する事。 5 死者の身元確認に関する事。 6 遺族の接遇及び遺体の引渡しに関する事。
交通総括班	警察本部 交通部参事官 交通企画課長 交通指導課長 交通規制課長 運転免許課長	1 交通情報の収集及び分析に関する事。 2 緊急交通路の確保に伴う措置に関する事。 3 交通規制に関する事。 4 運転免許事務に関する事。 5 緊急通行車両の確認事務に関する事。 6 交通管制施設等の管理に関する事。 7 交通関係機関との連絡調整に関する事。 8 特別派遣部隊等の連絡誘導に関する事。

別表第三（第四条の三関係）

緊急対策チームの組織及び事務分掌

緊急対策 チーム名	リーダー、副リーダー担 当職	構成班	事務分掌
指揮総括 チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 防災課長（原子力災害 にあつては、危機管理 政策課原子力防災室 長） 防災課防災対策監	危機管理部各班 警備総括班	災害対策本部の総括及び調整に 関すること。
受援対策 チーム	リーダー 危機管理部次長 副リーダー 消防課長	防災班 消防班 警務総括班	各支援部隊の受援、相互の活動調 整及び活動支援に関すること。
災害情報 集約チー ム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 危機管理政策課長	広報班 デジタル戦略推進班 情報システム班 危機管理部各班 警備総括班	災害情報の収集、集約及び公表に 関すること。
緊急時モ ニタリン グチーム	リーダー 環境エネルギー生活 部長 副リーダー 環境エネルギー生活 部次長	危機管理部各班 環境管理班 生活衛生班 薬務水道班 農政班 県産材流通班 水道企業班	緊急時モニタリングに関するこ と。

ヘリ統制 チーム	リーダー 危機管理部次長 副リーダー 防災航空センター長 航空安全管理監	防災班 医療整備班 警備総括班	ヘリコプターの活動状況の把握 及び調整に関すること。
避難所支 援チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 防災課地域防災支援 監	外国人活躍・共生社会推 進班 防災班 廃棄物対策班 健康福祉政策班 私学振興班 男女共同参画推進班 義務教育班 高校教育班 特別支援教育班 学校安全班 教育財務班	避難所等における被災者のニー ズ把握、避難所運営支援及び授業再 開に関すること。
職員派遣 チーム	リーダー 総務部長 副リーダー 総務部次長	総務部各班 市町村班 その他関係班	職員派遣の総括及び調整に関す ること。
渉外チー ム	リーダー 総合企画部長 副リーダー 総合企画部次長	秘書班 広報班 財政班 総合企画部各班（外国人 活躍・共生社会推進班を 除く。） 危機管理政策班	国の各省庁等との渉外に関する こと。

		環境生活政策班 健康福祉政策班 子ども・女性政策班 商工労働政策班 観光文化スポーツ政策班 地域スポーツ班 競技スポーツ班 ねんりんピック推進事務班 農政班 林政班 建設政策班 都市政策班 教育総務班	
医療救護 チーム	リーダー 健康福祉部長 副リーダー 健康福祉部次長	防災班 健康福祉部各班	災害時の医療救護体制の確保及び医療機関との調整に関すること。
食料物資 チーム	リーダー 商工労働部長 副リーダー 商工労働部次長	省エネ・再エネ社会推進班 県民生活班 健康福祉政策班 地域福祉班 高齢福祉班 障害福祉班 子ども家庭班 商工労働部各班 観光文化スポーツ政策	市町村への食料物資供給の総括及び調整に関すること。

		班 観光資源活用班 観光誘客推進班 国際交流班 農産物流通班 農産園芸班	
ライフライン・危険度判定チーム	リーダー 都市建築部長 副リーダー 都市建築部次長	防災班 薬務水道班 農地整備班 都市建築部各班	1 ライフライン（上下水道、電気、ガス、通信）の被害状況、復旧状況の把握及び各種調整に関すること。 2 住宅及び宅地の応急危険度判定に関すること。
交通対策チーム	リーダー 県土整備部長 副リーダー 県土整備部土木技監	農地整備班 森林経営班 建設政策班 道路建設班 道路維持班 河川班 砂防班 公共交通班 交通総括班	交通状況の総括及び調整に関すること。
被災者支援チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 防災課管理調整監	防災班 健康福祉部各班 住宅班 出納管理班	被災者支援の総括及び調整に関すること。
県民相談チーム	リーダー 環境エネルギー生活部長 副リーダー	防災班 環境エネルギー生活部各班 商業・金融班	県民からの相談対応に関すること。

	環境エネルギー生活	文化創造班	
	部次長	文化伝承班	
		農業経営班	
		建築指導班	

別表第四（第六条関係）

支部の名称、位置及び所管区域

名称	位置	所管区域
岐阜支部	危機管理政策課内	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡
西濃支部	西濃県事務所内	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡
揖斐支部	揖斐県事務所内	揖斐郡
中濃支部	中濃県事務所内	関市 美濃市 郡上市
可茂支部	可茂県事務所内	美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡
東濃支部	東濃県事務所内	多治見市 瑞浪市 土岐市
恵那支部	恵那県事務所内	中津川市 恵那市
飛騨支部	飛騨県事務所内	高山市 飛騨市 下呂市 大野郡

別表第五（第七条、第八条関係）

支部の組織及び事務分掌

班名	班長担当職	事務分掌
総務班	県事務所振興防災課 長 岐阜地域防災対策監	<ol style="list-style-type: none"> 1 支部内の連絡及び調整に関する事。 2 災害関係職員の動員及び派遣に関する事。 3 気象警報の伝達等に関する事。 4 庁舎その他財産の災害対策に関する事。 5 消防の広域応援に関する事。 6 自衛隊の災害派遣に関する事。 7 その他応援部隊の受入調整に関する事。 8 市町村における災害対策の指導又は連絡、調整に関する事。 9 被災地の情報収集及び集約に関する事。

		<p>10 市町村への職員派遣（情報収集及び市町村支援等）に関すること。</p> <p>11 緊急時モニタリングに関すること。</p> <p>12 外部機関の災害現地受入窓口及び調整に関すること。</p> <p>13 市町村、一部事務組合及び広域連合がごみ、し尿その他一般廃棄物の処理を円滑に実施するための支援活動に関すること。</p> <p>14 公害防止対策に関すること。</p> <p>15 公害防止施設等の災害対策に関すること。</p> <p>16 自然公園施設等の災害対策に関すること。</p> <p>17 食料物資供給に関すること。</p> <p>18 ガス等の災害復旧に関すること（ガス等の業務を担当する場合に限る。）。</p> <p>19 緊急通行車両の確認に関すること。</p> <p>20 災害活動に協力する青年団体の連絡及び調整に関すること。</p> <p>21 災害救助法に関すること。</p> <p>22 社会福祉関係の災害対策に関すること。</p> <p>23 商工業関係の災害対策に関すること。</p> <p>24 義援金の受付に関すること。</p> <p>25 公民館等に避難所等を開設することについての協力に関すること。</p> <p>26 その他支部の各班で所管しない業務に関すること。</p>
税務班	県税事務所長 自動車税事務所長	<p>1 災害に伴う県税の減免に関すること。</p> <p>2 他班の実施事項の応援のための県税関係職員の動員に関すること。</p> <p>3 庁舎その他財産の災害対策に関すること（庁舎管理を担当する場合に限る。）。</p>
保健班（保健所）	保健所長	<p>1 保健医療福祉の連携及び調整に関すること。</p>

が設置する保健班は、所管の保健所に置かれる事務所を含む。)		<ul style="list-style-type: none"> 2 医療、助産に関すること。 3 防疫に関すること。 4 食品衛生に関すること。 5 広域火葬計画に関すること。 6 家庭動物の救援に関すること。 7 飲料水に関すること。 8 その他保健衛生関係の災害対策に関すること。
動物愛護班	動物愛護センター所長	家庭動物の救援に関すること。
農林班	農林事務所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 農業関係の災害対策に関すること。 2 林業関係の災害対策に関すること。 3 水産業関係の災害対策に関すること。
病虫害防除班	病虫害防除所長（支所長を含む。）	病虫害防除に関すること。
家畜保健衛生班	家畜保健衛生所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 家畜の防疫及び診断に関すること。 2 庁舎その他の財産の災害対策に関すること（庁舎管理を担当する場合に限る。）。 3 その他家畜保健衛生関係の災害対策に関すること。
土木班	土木事務所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 土木施設及び都市施設の被害情報の収集及び集約に関すること。 2 水防の全般に関すること。 3 交通不能箇所の調査及び対策に関すること。 4 庁舎その他財産の災害対策に関すること（庁舎管理を担当する場合に限る。）。 5 その他土木関係の災害対策に関すること。
岐阜駅周辺鉄道高架工事班	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所長	岐阜駅周辺鉄道高架事業関係の災害対策に関すること。
リニア推進班	リニア推進事務所長	リニアの災害対策の支援及び連絡調整に関すること。
流域浄水班	流域浄水事務所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 流域下水道施設の調査及び復旧対策に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 2 庁舎その他財産の災害対策に関すること。 3 その他流域下水道関係の災害対策に関すること。
建築班	建築事務所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築物・宅地の応急危険度判定に関すること。 2 住宅の災害対策に関すること。 3 その他建築関係の災害対策に関すること。
東部広域水道班	東部広域水道事務所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 東部広域水道事務所の設備調査及び復旧対策に関すること。 2 庁舎その他財産の災害対策に関すること。 3 受水事業者との連絡調整に関すること。
教育班	教育事務所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害救助用教科書等支給についての協力に関すること。 2 災害活動に協力する学校生徒等の連絡及び調整に関すること。 3 学校に避難所等を開設することについての協力に関すること。 4 その他教育関係の災害対策に関すること。
警察班	警察署長	<ul style="list-style-type: none"> 1 警察関係の災害対策に関すること。 2 警察通信による災害救助、水防等の協力に関すること。

別表第六（第九条関係）

地方連絡部の組織及び事務分掌

地方連絡部名	位置	部長担当職	事務分掌
東京地方連絡部	東京事務所内	東京事務所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害関係事項の国会、中央諸官庁その他関係方面との連絡に関すること。 2 災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関すること。 3 関東方面における災害対策用物資購入に当たつてのあつせん等協力に関すること。 4 その他災害関係の特に命ずる事項に関する

		こと。
--	--	-----